

厚生委員会記録

1 日 時 令和3年12月14日（火曜日）
開 会 午前 9時56分
休 憩 午前10時02分
再 開 午前10時57分
休 憩 午前11時27分
再 開 午前11時57分
休 憩 午後 0時15分
再 開 午後 1時38分
閉 会 午後 2時20分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人
委員長 成 田 光 雄
副委員長 松 井 桂 将
委 員 金 岡 貴 裕
// 藤 田 克 樹
// 吉 田 修
// 久 保 大 憲
// 江 西 照 康
// 東 篤
// 橋 本 雅 雄
// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	藤村 隆
富山まちなか病院長	樋上 義伸
管理部長	砂田 友和
管理部次長	藤沢 晃
経営管理課長	中田 祐一
契約出納課長	山本 忠夫
医事課長	岡地 睦美
総務医事課長	野村 学
経営管理課主幹（調整担当）	開澤 聡

【福祉保健部】

部長	田中 伸浩
理事（部次長）	高畠 利明
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	加藤 浩子
保健所長	瀧波 賢治
参事（保健所次長）	堀田 英樹
参事（保健所次長（技術担当））	宮崎 英明
福祉政策課長	光岡 伸一
生活支援課長	東 覚
指導監査課長	耕作 優
障害福祉課長	西田 清和
長寿福祉課長	土地 満
介護保険課長	片山 正和
保険年金課長	長森 貴弘
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	原 雅博
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
保健所地域健康課長	卜蔵 雄治
保健所保健予防課長	丸本 昌
保健所生活衛生課長	鈴木 富勝
まちなか総合ケアセンター所長	山田 弘美
看護専門学校事務長	中田 祐一
福祉政策課長代理（調整担当）	岩滝 真由美

【こども家庭部】

部長	大沢	一貴
部次長	古川	安代
こども支援課長	沢井	誠
こども保育課長	竹内	孝
こども福祉課長	本郷	由佳
こども健康課長	酒井	敦子
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	原	雅博
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川	智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉	稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬	康之
まちなか総合ケアセンター所長	山田	弘美
子育て支援センター所長	石山	美樹子
こども支援課主幹（放課後児童健全育成事業・調整担当）	温井	信之

【市民生活部】

部長	岡地	聡
部次長	越野	伸二
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	渡辺	正信
大沢野行政サービスセンター所長	池口	昌博
大山行政サービスセンター所長	荒井	敦志
八尾行政サービスセンター所長	桐溪	修一
婦中行政サービスセンター所長	毛呂	知昭
参事（市民課長）	川越	直樹
参事（消費生活センター所長）	横山	浩二
参事（細入中核型地区センター所長）	圓山	尚英
市民生活相談課長	森川	知俊
生活安全交通課長	小善	誠
男女参画・市民協働課長	高田	まどか
スポーツ健康課長	秋	俊浩
山田中核型地区センター所長	竹内	宗健
市民生活相談課主幹（調整担当）	栗山	朋子

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長	金井	沙織
議事調査課主査	中村	千里
議事調査課主事	木戸	雅人

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和3年12月定例会の厚生委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）について許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に金岡委員、藤田委員を指名いたします。

各案件の審査については各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。

なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけをお願いいたします。

また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

なお、マスクで声が聞き取りにくいことから、発言する際ははっきりと大きな声をお願いいたします。

これより、病院事業局所管分の議案の審査を行います。

議案第213号 富山市病院事業の設置等に

関する条例の一部を改正する条例制定の件
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

病院事業管理者　〔挨拶〕

医事課長　〔議案説明資料により説明〕

委員長　これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長　ないようですので、これをもって議案の質疑
を終結いたします。
これより、議案第213号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長　討論なしと認めます。
これより、議案第213号を採決いたします。
本案件は原案のとおり決することに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、病院事業局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、病院事業局所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、厚生委員会病院事業局所管分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 02 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 57 分 再開

委員長

厚生委員会福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第 209 号 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 210 号 富山市細入総合福祉センター条例を廃止する条例制定の件、

以上 2 件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

保険年金課長 〔議案第209号について、  
議案説明資料により説明〕

大沢野行政サービス センター地域福祉課長 〔議案第210号について、  
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

吉田委員 議案第210号についてですが、細入総合福祉センターがなくなった後、その機能はどこに引き継がれるのですか。

大沢野行政サービス センター地域福祉課長 現在、細入総合福祉センターにある施設について、温浴施設がございますけれども、こちらについては、市民生活部において、防災等の保管庫に変える予定になっていまして、温浴施設の機能については、今後なくなるということになります。

なお、福祉目的で使っている施設につきましては、今後、公民館という形で、福祉だけでなく、地域の振興目的として自由に使用いただく形を考えておられると聞いています。

吉田委員 公民館にその機能の一部が移転するということですね。

大沢野行政サービスセンター地域福祉課長 現在、福祉目的でしか利用できなかったということがございますので、それについては地域に広く開放するというところでございます。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第209号、議案第210号、以上2件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第209号、議案第210号、以上2件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、当委員会に付託されました  
令和3年分請願第8号-1 地方たばこ税を

活用した分煙環境整備に関する請願  
を議題といたします。

請願文書表はお手元に配付のとおりであります。

まず、事務局に請願文を朗読させます。

事務局

〔請願文朗読〕

委員長

次に、本請願について、当局の見解を求めます。

保健所地域健康課長

請願に関する見解を申し上げます。

昨年4月に改正された健康増進法が全面施行され、子どもや患者等に特に配慮すべき施設である第一種施設の学校、病院、行政機関の庁舎などは、屋内、敷地内ともに禁煙となりましたが、特定屋外喫煙場所を設置する場合は喫煙が可能となっています。

また、第二種施設である事業所や飲食店は、原則屋内禁煙となりましたが、喫煙専用室等を設置する場合や既存の経営規模が小さな飲食店については、経過措置として届出があれば飲食店内での喫煙が可能となっています。

一方、屋外での喫煙については、全面禁煙を求めるものではなく、喫煙を行う場合には周囲に人がいないこと等に配慮しなければいけ

ないこととなっています。

なお、公共喫煙場所を含む喫煙場所の設置につきましては、施設の管理者が行うこととされています。事業所等の第二種施設が屋内に喫煙専用室等を設置する場合には、出入口における室外から室内に流入する空気の風速が毎秒0.2メートル以上であること、また、壁、天井等によって区画されていること、たばこの煙が屋外に排出されていることを満たす必要があります。さらに、喫煙専用室には標識を掲示すること、それから、20歳未満の者の立入りができないことなども条件となっています。

また、法施行時に既存の経営規模の小さな飲食店におきましては、飲食店内で喫煙可能とする場合には、喫煙可能な場所である旨の掲示をすること、また、客、従業員ともに20歳未満の者は店内への立入りができないことなどを満たす必要があります。

施設の管理者には、設置者としてこれらの基準を遵守していただくように御案内していただき、たばこの煙の流出を防ぐための技術的基準に関する相談に応じています。

また、労働局が実施している、中小企業の事業主が設備や備品等の設置、改修を行う際の財政支援についても、ホームページで御案内

しています。

市民等から受動喫煙に関して相談があった場合には、保健所において義務違反の有無を確認しまして、事業所へ助言、指導を行っています。

受動喫煙防止のための分煙環境整備に関する普及・啓発として、世界禁煙デーに合わせて「広報とやま」に案内を掲載したり、市ホームページに喫煙専用室の設置基準を掲載しています。また、ポスター掲示や富山シティエフエムなどでPRを行っているほか、受動喫煙防止対策の出前講座の実施や、市内1, 200か所の協会けんぽ加入事業所にリーフレットを配布したり、食品衛生責任者研修会の中でリーフレットを配布するなど、事業所や飲食店に対しても受動喫煙防止対策の周知徹底に取り組んでいまして、分煙環境の整備に努めているところでございます。

望まない受動喫煙の防止を図るため、多くの方が利用する施設の区分に応じて、一定の場所を除いて喫煙を禁止するとともに、施設を管理する方の講ずべき措置等について、引き続き周知・啓発や相談を行っていき、市民の健康を守る取組を推進してまいりたいと考えています。

説明は以上でございます。

委員長

それでは、本請願についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

江西委員

今の説明を聞きながら、本当に今の言葉どおりのことが達成されているのかと一私自身、保健所に何度か電話して心当たりがあるわけです。ユウタウン総曲輪のところにコンビニエンスストアがあって、その外側の犬走りのところに喫煙所があるものだから、横断歩道前で信号を待つ人がたくさんいるにもかかわらず、みんなが喫煙所に群がってたばこを吸っていることに対して、あの一帯を利用する方から私に何度もクレームがありました。このことを保健所に連絡したところ、手も足も出ないという結論しか出てきていないわけです。

ですので、このような請願が出てきている背景の中に、喫煙者への無用な憎しみが出てきていることに対する対応について、今の言葉どおりお聞きすれば、できているという表現になるのですけれども、現実にはできていない事例がしっかりあると私は認識しています。これは具体的な例として私も実際に保健所にお電話したことがある話だからよく心当たりがあるので、そういったことも含めて意

見を言わせていただきました。

委員長           ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
次に、念のため確認いたしますが、本請願を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           それでは、引き続き審査を続けます。  
これより、令和3年分請願第8号－1の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           討論なしと認めます。  
これより、令和3年分請願第8号－1を挙手により採決いたします。  
本請願は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長           挙手全員であります。  
よって、本請願は採択とすることに決定いた

しました。

以上で、当委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。

次に、福祉保健部所管分で、議案及びただいまの請願以外に何か質問はありませんか。

吉田委員

1点、質問したいと思います。

「ワンチームとやま」連携推進本部の令和3年度の連携施策の1つに「県単医療費助成制度のあり方検討」というものがございまして、子どもの関係はこども家庭部に聞きますが、いわゆる65歳以上の重・中度の障害者についての見直しの中で、御案内のように来年10月からの75歳以上の2割負担化がほぼ正式に固まったということで、それに伴う負担の在り方について検討されてきているわけです。単身で収入200万円以上の場合は2割負担、当面3年間は負担増加額の月額上限が3,000円という縛りがあります。

昨日の県議会の議論を少しお聞きしますと、県当局は年度内に結論を出すという立場をまだ変えていないようです。もちろん富山市はそう考えていないという雰囲気はこの間、9月議会でも聞いているわけですが、県の動向と富山市の対応について、現時点で言えることがあればお聞かせください。

障害福祉課長 今ほど委員がおっしゃったとおり、「ワンチームとやま」連携推進本部で県単医療費助成がテーマになっていまして、障害者の部分、そしてまた、今ほどおっしゃった来年10月以降の方向性が国でも示されましたので、その後に向けた県単医療費助成制度の在り方について、分科会で議論を継続してきています。一応、分科会では一定程度の方向性は出ているのですけれども、本部会議での報告はまだということで一恐らく来年1月になるのではないかと思っているのですが一現時点では正式な形で示されていないという状況であります。

市も「ワンチームとやま」連携推進本部会議の動向を見ながら市の在り方を検討してまいりたいということで、本会議でも答弁いたしましたけれども、現時点で方向性が示されていることも踏まえて、市の来年度以降の医療費助成の在り方を検討しているというところであります。

東委員 最近なのですが、本市の一部で在宅介護の入浴サービスを受けられない人が出ているという報道がございました。これは新型コロナウイルスへの感染を恐れて職員が辞め、人手不足に陥るなどした複数の事業所が廃業、休業

したためだということでありました。

本市で、何人くらいの方が在宅介護の入浴サービスを受けておられて、現状何人くらいに影響が出ているのかということは分かりますか。

介護保険課長 お尋ねの訪問入浴につきましては、延べ人数で約2,000人が御利用されています。影響額については統計上、保険者としては現時点でまだ把握していないところです。

東委員 外へ出られない方が在宅で入浴サービスを受けられるというのは、健康を維持するためにもやはり大変大切なことでもありますし、体を洗淨するというところで、ある意味、人として生きる尊厳にも関わる問題だと思います。市民から何とかならないかという声が出たら、できるだけ善処できるように対応をお願いしたいと思います。

介護保険課長 訪問介護事業につきましては、あくまでも介護保険制度の一環として行われているものでございますので、介護保険制度の保険料と給付サービスの観点の中で、まずは一義的に制度論が議論されるべきであります。ただ、一方、我々保険者としましては、先般

の10月の決算審査で吉田委員の御質問にもお答えしたとおり、事業者の動向でありますとか、今、東委員から御指摘のあったような利用者への影響が出ているというところは、引き続き保険者として動向を注視し、また国とも意見交換の場が何かあれば、そういったところも申し上げていきたいと思っています。

久保委員

令和3年11月12日に厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、ヒトパピローマウイルスワクチン接種の積極的勧奨を再開する方針というものが示されましたが、これに伴い、本市はどのような情報をキャッチして、今後どのような対応を検討しているのかお伺いします。

保健所保健予防課長

国からは、その後の11月26日に、具体的な今後の対応としまして、基本的に個別の勧奨を令和4年4月から順次実施すること、また、準備が整った市町村は、令和4年4月よりも前に実施することも可能であるとする通知が出されています。

この通知を受けまして、本市においても、現在、予診票の個別送付に向けて準備を進めています。

具体的には、小学6年生から高校1年生に相

当する女子が対象となっておりでございますので、まず、令和4年度において中学1年生から高校1年生に相当する方につきましては、来年2月に接種券の発送を予定しています。また、来年4月に新たに接種対象となられる令和4年度の小学6年生の方につきましては、来年4月に接種券の発送を予定しています。

久保委員

この後、接種券の発送が始まるとのことですが、ワクチンに関しては、新型コロナウイルスのワクチンですら副反応がどうだとか、ワクチン接種をしないほうがいいのではないかという、いろいろな御意見が寄せられるわけです。

ネット上では、なかなか信頼性が担保できないような情報が飛び交うものですから、接種を勧奨する中で接種対象になる方に対して適切な情報提供と、不安に思っておられる方が、例えばかかりつけ医や婦人科医などに相談できるよう促すような、そういった取組もしっかりとさせていただいて、1人でも多くの子どもが、ワクチン接種をしなかったことによってがんに罹患して命を落とすなど大変な状況に陥らないように、市としても今後、丁寧に進めていっていただきたいと思います。

吉田委員

ちょっと戻るのですが、先ほどの訪問入浴の件で、利用者が延べ約2,000人と言われました。週1回の利用だと実人員は大体40人ぐらい、週2回とすれば20人と。なぜどんどん撤退するのかというと、やっぱり人材確保の問題も含めて採算が合わないのです。介護保険のサービスなのだけれども、介護報酬の改定を待っていても、いつになるのか分からない。当事者や家族にとっては大変な問題で、私たちも相談を受けているのです。そういう点では、高齢者福祉施策として、人数はそんなに大きな数ではないですから、市の独自施策を検討する時期に来ているのではないかと。

その際に、ただ単に報酬を増やせばできるものではなくて一僕の知り合いでも、有償ボランティアがその日は必ず援助に来てくれて、介護事業者としては報酬が1人分少なくて済むということで、週1回の利用を継続しています。

あらゆる知恵を出して、ニーズに應えるということや新年度に向けて考えてもらったらいいのではないかとということを要望しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

介護保険課長

市単独での独自事業というものは、介護保険

事業の枠内では現時点で考えてございません。

委員長           ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 27 分   休憩

~~~~~

午前 11 時 57 分 再開

委員長 厚生委員会子ども家庭部所管分の議案の審査を行います。

議案第 211 号 富山市立幼保連携型認定こども園条例制定の件

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

こども保育課長 〔議案書及び議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第211号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第211号を採決いたします。
本案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、こども家庭部所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

柞山委員 昨日も国会で18歳以下への10万円給付の話がありました。当初は、生活支援と経済対策ということで、現金5万円とクーポン5万円分ということでしたが、昨日の審議の中では、様々な御意見をいただきながら、それに

こだわらないということで、10万円の一括給付でもいいし、現金5万円とクーポン5万円分でもいいと。クーポン5万円分は現金でもいいし、クーポン給付でもいいということで、様々な対応が自治体に求められたと思っています。

そういう中で、富山市として今後検討されていくと思いますが、現時点での対応、あるいは今後の対応について状況が分かれば少しお聞かせいただきたいと思います。

こども支援課長

子育て世帯への臨時特別給付金5万円相当のクーポン給付について、情報がいろいろと錯綜していますので、現時点における情報を整理して説明させていただきたいと思います。現時点においては、自治体における事業実施準備の参考ということで、10月3日時点における検討状況が国から示され、それ以降は何も示されていない状況であります。その説明内容についても、皆様が報道で知られている程度の内容であります。

その内容は実施方法案とのことであり、この時点で想定されるものとして、2つの案が示されました。1つに、自治体の判断による子育てサービス提供事業者、登録小売店において使用できるクーポン券を発行する方式、2

つに、子育てサイトで子育てサービス・商品を購入できるIDを交付する方式、以上の2点が示されました。

この時点において、令和4年春の卒業・入学・新学期に向けて支援するという事業の趣旨を踏まえ、現金による給付については、令和4年6月末までにクーポンの給付を開始できない場合に限られ、その場合、内閣府にそれぞれの自治体の理由書を提出することとだけ示されており、具体的な運用については後日とのことであります。

その後、先週8日に、首相は、地方自治体の実情に応じて現金での対応も可能とすると表明され、具体的な方法を検討するとの報道がありました。

また、首相が昨日13日の衆議院予算委員会において、現金10万円を年内に一括給付することも選択肢の1つとして認める考えを示されたとの報道もありましたが、現時点では、国からの情報は何も入ってきていない状況であります。

今後についても、国及び他自治体の動向を注視し、給付の条件や運用方法をまとめた根本的な指針が示されれば、実施方法について協議してまいりたいと考えています。

こども家庭部長 まさに流れは皆さんも御承知のとおりで、我々もそれ以上の情報を全く持っていません。どこに問い合わせても当然返事が返ってきませんので、我々も常にテレビやニュースを注視しているのが現状です。

とは申せ、先行給付分として5万円を給付ということは当初から言われていましたから一後になって5万円、10万円、一括給付というふうにどんどん話が出てきたので一最初に政府で考えていらっしゃった5万円を何とか年内に、できるだけ多くの人にとという考え方の下、できる限りの下準備を進めています。まさに国から何らかが示され、あるいは一今度の本会議は今月21日ですか一補正予算など、国会で当然何か動きが出てくるだろうと予測しつつ準備を進めています。

まだ予算も議会の皆様に審査いただいていない状態であり、提案もしていない状態ですから、これ以上の答弁は差し控えさせていただきたいと思いますが、心中はお察しいただければと思います。国からの流れが分かれば、速やかに対応したいと思います。

柞山委員 昨日の総理の答弁に従った形で、全国それぞれに広がっていくだろうと思います。県内では、今後、立山町あるいは舟橋村が現

金での一括給付ということで、国に再度要望しているという状況もあります。一番に、もらえる方に利便性や効果があるように、その視点で配慮していただきたいと思います。確実なのは5万円—もともとあった年度内給付ということについては確定していますから、それはそれとしながらも、現金5万円とクーポン5万円分でもらえるのか、現金10万円でもらえるのかということや、もらえる側の立場で、多少遅れても10万円一括給付がいいのかということも検討材料に入れていただければと思っています。

ともかく、新学期を迎える、あるいは進学される子どもたちにちゃんとその思いが伝わるように配慮していただければと思っています。

吉田委員 短く言います。年内に5万円を給付というのは、要するに中学3年生までの、児童手当をもらっている方が申請なしで、プッシュ型で出せるための準備ですよね。高校生、18歳までは、来年1月以降に申請が必要なのですよ。

こども家庭部長 まさにそのとおりで、我々が情報を持っているのは、まず児童手当の受給者ですから、そこには一番早く確実にお届けすることは可能

になります。これは方法論だけの話で、今回どうするのかという話ではないのですけれども、一般論としてそういうことになります。高校生、いわゆる18歳までについては、当然、相手方の意思を確認した上で必要な情報をもらわないとこちらは給付の準備ができませんので、支給は来年1月以降になると思いますが、そのあたりも一まだ本当に、国の具体的な内容を一切聞いていないので、年末ぐらいまでには何か言っていただけるのではないかと期待はしています。

吉田委員 市長の決断が大きいと思いますから、私はぜひクーポンではなくて現金で10万円出していただけることを要請しておきたいと思います。

久保委員 私は一般質問でも少し取り上げたのですが、児童相談所の話です。改めて藤井市長が市として児童相談所は設置しないということで、県と連携強化していくと。検討会にはこども家庭部長も出席されて、いろいろなディスカッションというか、意見交換もされていると聞いています。
私は最近、こういったことを契機に話を聞いていると、難しいと思うのはDV案件です。

このDV案件は夫婦間の相談事項ですが、市にもいろいろな窓口がありまして、相談が来たときに、子どもの前でDVを行うと面前DVということで、これは即虐待案件になると。虐待案件になるのですけれども、やはりそういった意味では、それをきちっとした虐待として認識をして、行政としてしっかりと把握して、児童相談所に通告したり、相談に至るということは、なかなか難しい側面があるのだろうと。個人情報であったり、縦割りの部分があったりする中で、こども家庭部の役割というものは、ほかのいろいろな部署との連携強化も一層必要になってきますし、当然、上級官庁である県庁や、警察などとのハブの役割を担っていただく上で、非常に重要な役割を担っていかれるのだろうと思います。

県の児童相談所に関しては、機能強化の中で複合化の話もありますし、それ以外にも、中核市として保健所も持っておられるわけですから、もっと積極的に、富山市の子どもたちのために一こども家庭部長の肩に全部乗っかっているような状態ですから、そういった富山市の意見をしっかりと集約して、県に思いを伝えていただいて連携を強化していただきたいと強く強く思うわけです。

こども家庭部長には、そういったことを踏ま

えて、今後の協議も控えていると聞いていますので、市として改めて強いメッセージを発していくという決意をお伺いしたいと思えます。

こども家庭部長 まず、県の児童相談所の話と、市の体制の話はもちろん関係はしているのですが、それはちょっと次元が違うのかなという気がしています。まず、市側は今までもしっかりと、いろいろな部署と連携を図りながらやっていたのです。例えば、保育所もしっかりですし、そういった面をさらに地道にといいますか、しっかりとそういう拠点ができてから、実績もどんどん積み上がってきています。年間で約800件近くの相談も受けていますから、そういった中で、さらにどうすればよりいいのか、それが子どもにどうつながっていくのかということを中心に深掘りしていかなければいけないと思っています。

もう1点、今度はそれとは別に、県の児童相談所が新しくなるときに県が機能を強化されようとしている。まだ具体的な本当に細かいところの話は出ていないですけれども、そういったときに市町村との連携という分野は多分出てくるのだらうと思いますが、そのときに、実際に県にも市にもプラスになり、お互

いにやりやすくなるような方法については、お互いに話し合いをしていくべきだと思っていますし、我々はそう望んでいます。それがひいては、結果として子どもの幸せにつながるのではないかと思っています。

久保委員

役割がより鮮明になって、連携の強化が必要になっていく中で、現場の職員の皆さんは、今、本当に大変な状況の中でやっておられるということは十分よく分かっています。

部長には、ぜひそういった現場の意見を吸い上げながら、大切なことは、例えば、人的に必要なものであれば、しっかりとこういった議論の中で、市として専門家であったり、有資格者をどれくらい持つべきなのか—これは財務担当やいろいろなところとのやり取りもあると思いますが、私はここは本当に強い姿勢で、子どもたちのために、必要な人材を確保して、現場で市の職員として働いている人たちの負担軽減というか、適正な範囲で行き届くような支援ができる、そういった強い思いを持っていろいろな各所で交渉に当たっていただきたいと思っています。

当然、議会としても、子どもの生命、健康は大事なものだと思っています。精いっぱい応援してまいりたいと思いますので、全力で取り組

んでいただきたいと思います。これは要望です。

吉田委員

子ども医療費について、これも「ワンチームとやま」連携推進本部のテーマにあります。ようやく県が動きまして、御案内のように、県の制度として対象が3歳児までだったのが就学前まで拡大すると。これは一歩前進であり、全県エリアで窓口負担の無料も実現したと。ところが、自己負担は、外来で1日530円、入院で1日1,200円ですよね。これは、15市町村、富山市も含めて全部自己負担なしなのに、県と市町村の関係で530円、1,200円を取るといふ—これは県は譲っていないのですよね。ぜひ富山市から県に対して、そんなみみっちいことはやめてと意見を言ってほしい、突き上げてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

こども家庭部長

本来、県が決められることですので、我々としては申し上げにくいですが、それが結果として医療機関を利用される市民へのサービスにつながるのであれば、我々としても、こういう希望はありますよ、こうしたほうがよりよくなるのではないのでしょうかぐらいの意見は言えますが、やはり、いろいろな考え

方があって今、それを守り通されているのだ
と思います。

私の立場からすれば、それ以上のことは、今
の時点では言えませんので、そこは御承知お
きいただければと思います。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめ
ます。
以上で、厚生委員会こども家庭部所管分を終
了いたします。
暫時休憩いたします。

午後 0時15分 休憩

~~~~~

午後 1時38分 再開

委員長           厚生委員会市民生活部所管分の議案の審査を  
行います。  
議案第212号 富山市自転車等駐車場条例  
の一部を改正する条例制定の件  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

生活安全交通課長   〔議案説明資料により説明〕

委員長           これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤田委員 議案説明資料 8 ページ (2) 内容等の⑤の備考欄に移転・供用開始が令和 4 年度当初と書かれていて、日付は未定とおっしゃったのですけれども、④が令和 3 年 1 2 月に廃止になって、⑤がその代わりにになると読み取っているのですが、その辺りの駐輪場に空白の期間ができると思うのです。その空白の期間について、どのように認識しているのか教えていただけますでしょうか。

生活安全交通課長 実際に、本年 1 2 月末をもちまして、現在の富山駅北自転車駐車場は閉鎖いたしまして、そのまま取り壊す形になっています。この時期にしましたのは、これから雪の季節ということもありまして、自転車を利用される方が少なくなるであろうということを考えました。工事期間につきましては、現在でいいます富山駅南第 1 自転車駐車場、富山駅南第 2 自転車駐車場、あと新しくできる富山駅高架下自転車駐車場に駐車していただく形で考えています。

藤田委員 そういった流れがあることは分かりました。ただ、ちょっと気になったのが、令和 4 年度

当初一來年4月以降になるとと思いますが一新  
しい生徒さんがまた通学等で使われるよう  
になるとと思いますので、そういったところも不  
便がないように配慮していただければと思い  
ます。よろしく願いいたします。

委員長

ほかにはないようですので、これをもって議案  
の質疑を終結いたします。  
これより、議案第212号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。  
これより、議案第212号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
次に、  
富山市人権教育・啓発に関する基本計画につ  
いて、  
第2次富山市男女共同参画プラン後期実施計

画について、  
富山市総合体育館のPFI等民間事業化につ  
いて、  
消費生活相談の業務時間等の変更について、  
以上4件を一括して、順次、当局から報告を  
求めます。

市民生活相談課長 〔富山市人権教育・啓発に関する基本計画に  
ついて、  
委員会資料により説明〕

男女参画・ 〔第2次富山市男女共同参画プラン後期実施  
市民協働課長 計画について、  
委員会資料により説明〕

スポーツ健康課長 〔富山市総合体育館のPFI等民間事業化に  
ついて、  
委員会資料により説明〕

消費生活センター所長 〔消費生活相談の業務時間等の変更について、  
委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありま  
せんか。

東委員 委員会資料5ページの富山市総合体育館のP

F I 等民間事業化についての関係でお伺いします。

今回の経過報告なのですけれども、富山市総合体育館と同規模の県外などの施設において、P F I や他の手法で維持管理、運営を行っている事例があるのか、そして、その場合の利点や問題点等について、調査・研究を行った結果があるのであれば、答弁をいただきたいと思います。

スポーツ健康課長 まず、P F I 事業につきましては、全国的にも既存施設でのP F I の導入というものが実績としてございません。実は私たちも、今、既存の施設を検証しているところですが、検討の中で問題点が出てきて、参考にする事案も非常に少ないということが、今こういう状態に陥っている要因の1つかと思っています。新規施設については、全国にたくさんございまして、例を挙げるにも数が多く、至るところで導入されています。

東委員 新規施設は、もういろいろなところでP F I などの手法を使っているということなのですが、そちらにおいてP F I のほうがいいという利点ですとか、富山市のように体育協会での指定管理でやっている制度よりもここは少

し劣っているという事例は何かございますか。

スポーツ健康課長

まず、そもそもPFI事業の利点と申しますと、PFIというのは、民間事業者に資金を調達させて事業を実施するという事で、自治体の支出が平準化されるというメリットがございます。

あと、出資してSPCという共同事業体をつくって、株式会社を設立して応募するという仕組みになっていますので、運営事業者と施設を維持管理する建設関係の事業者が1つの事業体となってしまうため、その部分で非常に効率的な運営が可能になっていると。そういうところでコスト削減も図れているということが利点としてあろうかと思えます。

PFIにおける運営の中でのデメリットは、施設によっていろいろあるかと思いますが、まず、導入する段階でPFI法—法律にのっとりた手法で募集等々していきますので、業務、事務が非常に煩雑になると。今も言ったように、事業者は株式会社の設立なども必要になってきますので、募集期間も長くなります。そういう事務手続も非常に煩雑になるということがPFIのデメリットと申しますか、必要な手続となっています。

東委員

いずれにしても、市としても財政的な問題から、いろいろと考えていかないとならないということもありますし、一方で、現状として、市の体育協会で指定管理としてやっていて、PFIになったときにこれらの皆さんが果たしてどうなるのかなどという問題も出てくると思うので、できるだけいろいろな分野で損をすることがないように、不利益がないように、工夫をしながら話を進めていただきたいというのが、要望としてあります。

久保委員

少し総論的な話になるので、部長にお伺いしたいのですが、今回の富山市人権教育・啓発に関する基本計画について来年1月にパブリックコメントを実施して、3月の完成と。第2次富山市男女共同参画プラン後期実施計画についても今年度内に1つ形を作っていくということです。

内容を見ていくと、女性の人権問題、子どもの人権問題と一ちょうど先ほど、こども家庭部でも話をしていたのですが、県の児童相談所の建て替えに向けて、市としてのいろいろな意見を言っているわけです。

そういった中で、例えば、障害のある子が虐待を受けやすいことがあったり、犯罪被害者になった子どもたちのその後の環境を守って

いくという伴走型の支援が必要だと。男女参画でいうとパートナー間のDV—以前はパートナー間の争い事は、子どもに対して行われなければ子どもには直接影響がないという前提でしたけれども、ただ、面前で行われればそれはもう虐待案件だということになりました。

例えば、いろいろな相談窓口を持つ市民生活部では、そういった相談事は—パートナー間の争いだけれども、そこに子どもの虐待案件が隠れていることがあったり、福祉保健部や県、警察などいろいろなところと密接に連携をしていかないと問題が解決できない、こういう複雑なことが多く出てくると思います。この2つのプランをつくっていくに当たって、きちんとリーダーシップを取って、この計画で打ち上げた課題を整理して、目標を定めるときには全庁的に取り組んでいけるようなネットワークも同時につくっていかないと、絵に描いた餅になるのではないかと思います。その点について、これからプランをつくっていくわけですから、ぜひ部長から、市全体として、当局として取り組んでいくという強い言葉をいただきたいと思います。

市民生活部長 今ほどお話しいただきました人権に関する問

題でございますとか、あるいは男女共同参画意識の醸成といったことにつきましては、特に、これはより多くの方の意識に働きかけて理解を深めて、そして、そうした社会を構築していくということが非常に大事なことです。お金を投入すれば何とかなるという話ではございませんので、まずは市職員がそうした意識をしっかりと持つということと、市民の方がどういった状況に陥っているのかということに対して、しっかりとアンテナを高くして、それを理解して、どういう問題があるのかを職員が酌み取っていくことが非常に大切なことではないかと考えています。

例えば、今ほどお話がありました、特に男女共同参画プラン後期実施計画の中のDVの関係で申し上げますと、法律上は、まず一時的な退避のようなことは県に求められているとともに、市町村においても様々な生活支援といったようなものが求められているということがあろうかと思えます。

その役割分担は役割分担といたしまして、市民の方がいろいろな御相談で窓口に見えられたときに、御本人さえも、それがDVであるのか、何の問題であるのかよく分かっていない中で、様々な窓口へお見えになられることがあるだろうと思っています。子どもの相談

に見えられたけれども、実は子どもの相談だけではなくて、その背後にDVがあるということに対して、まず職員が気づけるということが一番大切であろうということです。そういうことも含めまして、窓口職員に対しては、全庁的なネットワーク会議というものによって、そうしたところのアンテナを高くするというのと、それぞれの担当者、特に窓口担当者の方にお集まりいただいて、双方の連絡の配慮のある受渡しができるようにということで、常日頃からそうした会議の場を設けているということがございます。

そうしたことをこれからもしっかりと行っていくということを全庁的に強く啓蒙・啓発一職員に対する啓蒙・啓発というのはおかしいのですが、そういうことを伝えてまいりたいと考えています。

東委員

委員会資料の7ページ、消費生活相談の業務時間等の変更について何点か伺いたいと思います。

来年の4月1日から業務時間等を変更することなのですが、3か月余り先のことで、とりわけ土日祝日は業務を行わないということなどもあるので、市民の皆さんへしっかりと周知徹底をするには時間が大変短いのでは

ないかと思っています。業務時間帯の変更などを市民の皆さんにどのように周知徹底していくのか、今、お考えがあれば回答いただきたいと思います。

消費生活センター所長 市民への周知につきましては、「広報とやま」と市のホームページなどが中心になると思っています。

消費生活相談につきましては、イベントなどと違って突然身に降りかかってくる消費者トラブルを受けて、突発的に生じるアクシデントを基に相談に及ぶというケースがほとんどです。そういった事態が起こったときに、トラブルに遭った方は、消費生活相談窓口はどこなのだろうかと調べられて相談に至ることになりますので、あらかじめ何か月も前から周知しておく効果というものは、あまりないのではないかと認識しています。

東委員 そういうケースが多いのでしょうか、例えば、トラブルに遭った方が、以前、別のトラブルに遭った方から、こんなことが私もあったのだけれども土日もやっていたよと言われることもあり得るわけで、やはりそれはしっかりと、時間帯が変わる以上は周知を徹底する必要があるのでは、よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

あと、職員がなかなか定着しない、また、資格を持っている人も少ないと。とりわけ今、事前に説明があったようにインターネットや電子マネーという、大変高度な知識を有して相談を受けなければならないこともあって、そういうところもネックになっていると思います。

これだけ専門性が高まっている業種でありますから、私は、現在のような会計年度任用職員ではなくて、しっかりと経験を持って働ける正規職員を任用していくということも一方で考えて、相談員の方を定着させるという手法も必要だと思うのですが、職員の身分に関する見解があればお答えいただきたいと思います。

消費生活センター所長

1つの選択肢として、正規職員が消費生活相談員の資格を取って対応するということはあるとは思いますが、現状、全国的な状況を見ますと、会計年度任用職員が98%を占めているという情報を得ています。そういった中で、本市として、正規職員化を進めるということはなかなか難しいのかなという思いであります。

東委員

全国の98%が会計年度任用職員一非正規職員ということですが、先ほども申し上げたように、これだけ知識の多様化なり進化が求められているのに、そういう不安定な身分で働くということに対しては、やはり応募しようという気もなかなか起きないということもあると思うので、そこはしっかりと他都市の現状を見ながら、富山市が一步、二歩先に行くというぐらいの構えで臨む必要があると私は思っていますので、また御検討いただきたいと思います。

続いて、今も申しましたとおり、土日祝日の相談業務を廃止するという事で、先ほど、平日は午前中のほうが相談ケースが多いということでしたが、土日祝日の相談件数は平日と比べて多いのか少ないのか、そのあたりについて答弁を求めます。

消費生活センター所長

土日祝日に関しましては、平日と比べて少ないです。土日祝日を含ませまして、全体の件数の2割程度です。

東委員

土日祝日の相談件数が少ないということも、土日祝日の業務を廃止しようということにつながったのだと思います。そこは一定程度理解いたしました。

あと、土日祝日の相談に関しては、同様のことを独立行政法人国民生活センターや富山県消費者協会の消費生活アドバイス事業による相談窓口において対応可能ということが委員会資料に書いてあるのですが、これらの相談窓口の所在地と相談業務の時間帯はそれぞれどうなっているのか、答弁を求めます。

消費生活センター所長

富山県消費者協会につきましては、富山駅北のサンフォルテの中に入っています。土日の相談受付窓口を開設しており、受付時間は9時から15時となっています。

それと、独立行政法人国民生活センターの相談受付については、これは東京に所在していますので電話相談だけということになりますが、受付時間は10時から16時になります。

東委員

これからは富山市民が土日祝日に直接窓口で、対面で相談したいということになれば、基本的にサンフォルテ内の富山県消費者協会に行くしかないということになってくるわけです。やはり本当に細かい相談は電話でやり取りしていても通じないことが多くて、対面というのが一番分かりやすいと思います。土日祝日に関しては、そういう窓口が減るということも合わせて、来年4月以降はそうなりますと

いうことは、事前に市民の皆さんにしっかりと周知徹底を図っていくようにお願いしたいと思っています。

金岡委員 東委員の言われたことに少し関連するのですけれども、富山県消費者協会の消費生活アドバイズ事業は平日もやっておられるのですか。

消費生活センター所長 富山県消費者協会の消費生活アドバイズ事業については、土日のみの開設でございます。

金岡委員 そもそも論で聞いてみるのですけれども、消費生活センターに関して、これは市として独自に置いておく必要があるものなのでしょうか。

消費生活センター所長 消費生活センターは、消費者安全法に基づく相談機関あるいは相談施設でございます。県や政令市、中核市、主立った市レベルでは、ほとんどの自治体で開設されているものでございます。

金岡委員 富山県消費者協会の相談窓口に関しては土日しか開設されていないということだったので、市が開設していなかったらやらざるを得ないのかなと思ったのですけれども、そこは二重

にならないように1つにできないのかなという思いで質問させていただきました。了解しました。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

次に、市民生活部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、厚生委員会市民生活部所管分を終了いたします。

これで、12月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和3年12月定例会の厚生委員会を閉会いたします。

令和3年12月定例会  
厚生委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 金岡貴裕

署名委員 藤田克樹